

少子化・人づくり対策特別委員会記録

- 1 期 日 平成21年2月2日（月）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 中原好治
副委員長 安木和男
委員 佐藤一直、桑木良典、柴崎美智子、中村道德、緒方直之、
高山博州、砂原克規、宇田 伸、間所 了
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、政策企画課長
[環境県民局]
環境県民局長、総務管理部長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、学事課長
[健康福祉局]
健康福祉局長、総務管理部長、こども家庭課長、保健医療部長、医療政策課長、社会福祉
部長、障害者支援課長、高齢者支援課長
[商工労働局]
商工労働局長、総務管理部長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産
業振興部長、産業技術課長
[農林水産局]
農水産振興部長、農業技術課長
[教育委員会]
教育長、教育次長、管理部長、教育政策室長、教育部長、指導第一課長、指導第二課長、
特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、スポーツ振興課長
[警察本部]
生活安全部長、少年対策課長
- 6 報告事項
 - (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について
 - (2) 高齢者社会参画促進キャンペーン事業について
 - (3) 女性の再チャレンジ支援事業「女性いきいき再就職フェア」の開催について
 - (4) 平成20年度「基礎・基本」定着状況調査報告書の概要について
 - (5) 平成20年度パイオニアスピリット実践セミナーについて
- 7 会議の概要
 - (1) 開会 午前10時33分
 - (2) 記録署名委員の指名
 - (3) 質疑・応答

- 質疑（佐藤委員） 先日、群馬県で中学3年生までの入院、通院の医療費について、各市町村に対して助成する形で無料化するという発表がありました。小学校入学前までというのは結構あると思いますが、こういった形で中学3年生までというのは今回が初めてだということです。今こういった経済状況の中で、子供をつくろうと考えていたけれども、やめようかとちゅうちょするようなことが起こって、今後さらなる少子化へとつながるようなことが懸念されますので、やはりこういった政策は少子化対策、さらに言えば不況対策という部分でも必要ではないかと思っておりますけれども、県としてはこの件に関してどうお考えか、お聞かせください。
- 答弁（健康福祉局総務管理部長） 今、本県では福祉医療という概念で就学前まで基本的には無料としていた制度を、大分前に議会でしっかり議論していただいて、一定の徐行期間を含めた上で、それについて実は一部負担の本格導入を順次実施している最中でございます。今、佐藤委員がおっしゃられたような動きが各県でいろいろ出ているというような状況はつかんでおりますが、その辺につきましては一部改正をして間もないことでもあります。今からといいますか、来年度からの少子化に対することも夢プランの中でやっていきますので、そのあたりで県民の意見も踏まえながら検討してまいります。
- 要望（佐藤委員） 私が今こういった形でこの委員会に参加させてもらってずっと考えていたことですが、議論の中で最近若者がなかなか結婚しない。私もその少子化の原因の一人ではないかと思っ、余り自慢できることではないのですけれども、そういった私だからこそうのが、早く結婚しなさいと言うより、結婚しても身体的な理由で子供がつかれないとか、経済的な問題で2人目、3人目がつかれない、そういった方々をやはりもっと補助していかなければならないのではないかと。私の周りにいる結婚して子育てをしている友達を見ていると、そういうことを本当に実感します。やはりそういった方々、苦しんでいる方々を県に助けてもらいたいというのが、まだ実際に子育てをしていない私から言わせてもらうのはちょっと生意気かもしれませんが、これはずっと思っていたことで、ぜひともこういった思い切った政策をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。
- 質疑（柴崎委員） 資料番号1に関連して、企業における少子化への取り組みについてお尋ねいたします。少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援策の推進や働き方の見直しが重要な課題となっており、企業の取り組みに対する期待はますます高まっています。そこで地方自治体や企業など、社会全体で次世代育成支援に取り組むため、次世代育成支援対策推進法、平成15年法律第120号が2003年に成立し、2005年4月から施行されています。次世代法に基づき常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、先ほどの御説明にもありましたように、次世代育成支援対策推進法の一部改正により平成21年4月1日より101人以上に変わりましたが、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備等を進めるため、一般事業主行動計画を策定し、その旨の届け出を行うことが義務づけられていますが、事業

主への具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○答弁（労働福祉課長） 一般事業主行動計画につきましては、策定したものを国へ届けるという手順になっております。企業の立場では、まず策定いたしまして、届け出を行い、それを実行するということとなりますが、今回の改正では、その策定の内容を社員にも開示するというので、一定の前進ということになります。

県といたしましては、この届け出は国、広島労働局へ届け出をするという規定になっておりますけれども、届け出を促進するための支援策を講じておりまして、例えば、行動計画の策定を検討する際のアドバイスとか、登録制度などにより、行動計画の策定や実施支援するための応援コーナーを設置しております。

それから先ほど御説明申し上げましたけれども、女性の再チャレンジを支援する合同就職面接会の開催ですが、今年度の4回目を3月4日にする予定となっております。

さらに、企業の理解を深めるためのセミナーを広島労働局等と合同で開催しております。

それからもう一つは、今年度後半になりまして、労働基準協会や中小企業家同友会等の業界団体等と連携いたしまして、それを構成する企業にお集まりいただいてセミナーを開催いたしております。計画といたしましては、今年度は15回ぐらいを開催する予定で、現在12回ほど開催しているところで、1回当たり大体30人から50人程度お集まりいただいて、県内各地で開催させていただいております。

これには社会保険労務士の先生からお話をいただいて、この一般事業主行動計画の重要性について御理解をいただくという形で対応しております。

以上のような県の支援策を講じまして、御指摘の一般事業主行動計画の策定の届け出が多数となり、なおかつこれが実行されるという方向に持っていくように今取り組んでいる状況でございます。

○要望（柴崎委員） 300名を超える事業主については、2007年3月末で99.8%が既に行動計画を提出済みであり、2006年度においては300人以下の事業主に対してできるだけ多くの行動計画の策定、届け出が行われるよう支援されたところです。企業において仕事と育児、介護とが両立できるさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを促進すべきだと考えます。一層の御尽力を要請します。

○質疑（緒方委員） 虐待のことについてお伺いしたいと思いますが、ここ数年の虐待発生件数は、正確な数字ではなくてもいいのですが、大体どれぐらい発生していて、また、それが増加傾向にあるのか減少傾向にあるのか、教えていただきたいと思っております。

○答弁（こども家庭課長） 虐待件数については、県内3カ所のこども家庭センターと、広島市の児童相談所で受けております件数でございますが、19年度が1,580件、18年度が1,508件、17年度が1,230件とふえてきております。ただ、17年から市町

の方でも虐待相談を受けることになりまして、県といたしましても市町の方で対応できるような人材を育成するためにさまざまな研修を行っております。その結果、今年度は若干県で受ける件数は落ちついてきておりまして、身近な市町の方で受ける件数が増加してきております。

○質疑（緒方委員） 件数としては若干ふえており、逆に言うところこういう相談制度が充実したため、今まで隠れていたものが出てきたり、また、程度の重いか軽いかいろいろあると思いますが、数字として実際にふえてきている中で、モニター調査の中の「11月が児童虐待防止月間であることを御存じですか」の結果を見ると、8割以上の人が知らない。件数は次第にふえてきているけれども、やはりまだまだそういう取り組みが知られていないという残念な事実があるのですが、この虐待防止月間はいつごろから始められているのですか。

○答弁（こども家庭課長） 推進月間は、厚生労働省がもう少し前から設定しておりましたが、広島県として実際に啓発活動を行っているのは昨年度からです。カープやサンフレッチェ、広島交響楽団の御協力を得ながら、昨年度からオレンジリボンキャンペーンとして取り組んでおりますが、委員御指摘のようにまだまだだと思っておりますので、今後さらに啓発活動に努めたいと思っております。

○質疑（緒方委員） これが昨年からということであれば、まだまだこれから取り組みをしていただきたいのですが、それでは、どのように認知を高めていかれるのか。このアンケートの結果から、児童虐待防止月間の認知を高めることが必要だとか、オレンジリボンを認知していただくとありますけれども、そこからさらに踏み込んで取り組んでいくことが必要だと思うのですが、それでは、そのためにどういう取り組みをされるのかをお伺いしたい。

また、実際に疑わしき家庭があった場合はどうするのかといったときに、児童に身近なところでの相談体制の整備が必要だとか、あるいは何もしない方に対して身近な相談機関の周知がさらに必要だと書いてありますが、これは結果を見れば我々としてもうなずけるところであって、それに対してどういうことを今考えておられるのかぜひお聞かせいただきたいと思っております。今お答えできることで構いませんので、教えていただければと思っております。

○答弁（こども家庭課長） まず虐待といった場合に、体罰なのかしつけなのかとよく言われます。子供を大切に育てているという思いを伝えながら、その中でやむにやまれずということは間々あるかとは思いますが、それにしてもやはりどのような形であっても体罰はいけない、言って聞かせるとか辛抱強くかかわっていくとか、そういったことが必要だと思います。今までは体罰は親としての権利といたしますか、しつけの中の範疇だという答えが多かったのですが、いや、そうではないというところを知っていただきたいと思っております。

それから虐待相談がふえてきております中で、こども家庭センターでは24時間体制をとっておりますので、さまざまな方から通報していただき、その中で非常に危

ない状況、子供の身に危険が及ぶようなケースについては、夜中であろうが休みの日であろうがすぐさま現地に行って子供の安全確認をしております。これは48時間以内に確認することとなっております。県のこども家庭センターでは救急的な措置を行っております。

そこまではいかないけれども、絶えず注意深くケアをしたり、様子を見たりするといったケースもございますので、そのあたりは市や町の身近なところで見ていただきたいと思っております。19年度からこにちは赤ちゃん事業をやっております。子供が生まれて一番困るのは、生まれてすぐから4カ月で、この間が非常に戸惑う時期だと思いますので、その時期に保健師や民生児童委員が家庭訪問をしてフォローが必要な場合は、例えば電話相談がありますとか、困ったら連絡してくださいといったようなケアをしながら、何かあったときでも相談相手がいるという体制で気軽に相談していただける状況をつくっており、そういった取り組みをさらに充実させていきたいと思っております。

○質疑（緒方委員） こども家庭センターなどで一生懸命取り組まれているのもよくわかりますし、担当課の皆さんも現場へ行かれたりしていろいろな思いがあると思います。その思いを担当課の皆さんで共有していただいて、ぜひ広げていただきたいと思いますが、1点ちょっと思ったのが、体罰はいけないということがありましたけれども、他の皆さんも子育てをされて、私にも子供がいますけれども、悪さなどをしたときには、たたいたりすることもあると思う。それではそれも体罰なのかといったときに、親がすることは当然その後のフォローアップもあると思いますけれども、親がしないとだれがするのかという意味では、逆に鉄けん制裁的なところも私はある程度必要ではないかと逆に思うところもあります。それを県として、例えば、もう体罰は絶対にいけないという姿勢でこれからも臨まれるのか。しかし、それはなかなか難しいところがあると思います。手を出すことのすべてがいけないと言ってしまうことが、果たして本当に子育てにとっていいのかどうか、これは多分難しい永遠のテーマ的なところもあるかもしれないですけれども、迷っている親は多分たくさんいると思います。子供が悪いことをしたときに手を出していい、そういう声を実際聞くわけですが、どこまでたたいていいのだろうか、迷っている親は私の周りにもいます。実際に、そういう人たちに対して指導していく、フォローアップをしていくときに、体罰はもちろんいけないですけれども、それでは本当に何もかもしてはいけないのか、その辺については今どのようにお考えなのか、教えていただきたい。

○答弁（こども家庭課長） そのあたりがなかなか難しいところだと思っております。体罰はすべていけないと考えているわけではなくて、しつけの中で例えば危ないことをしたとか、人に迷惑をかけることをしたときに、ずっと口で言って聞かせても、なかなか子供がわからないときにやむにやまれず手が出てしまうということはあると思います。ただ、それは日ごろからどうしていけないのかということをお願い

かせるとか、こうするのだとやって見せるとか、そういったプロセスの中で起こったことであり、「お父さん、お母さんはこういう気持ちでたたいてしまったけれども、あなたのことを愛しているから手が出てしまったのだよ」というようなことが伝わるようなやりとりの中で起こってくることはあると思います。虐待相談の中でよくあるのは、例えば3歳までは言っても聞かないから、わからないから体で教えるという誤ったしつけの方法、親自身がいらいらするからたたくといった親自身の問題からくるものなどが往々にしてあります。そのあたりのことが分かれ目になるのではないかと考えております。日常的な子育ての悩みはたくさんありますので、そういった意味で地域子育て支援センター、そこに地域の中で集まれる場、そして育児相談をする場というのが86カ所ございます。そういった場をふやすことによって、思わずたたいてしまうこともあるけれども、どうしてそうなったのかとか、ちょっと先輩の子育てママに相談してみるとか、そういうやりとりの中でどうやったらうまく伝えられるのかといったこともあわせてケアしていきたいと思っております、そういった相談ができる支援センターをふやしたいと思っております。

○要望・質疑（緒方委員） ぜひいろいろな取り組みをしていただきたいと思うし、やはりどこまでが虐待なのか悩んでいる親もたくさんいると思います。それは子育て全般についても言えることだと思うのですけれども、例えば、県教委などは学校の父親の会やPTAの集まりなどに人を派遣して、男の方が来られたときに、どこまで教えたらいいいのかなど、グループ、ワークショップみたいな形でいろいろといい取り組みをされています。そういうものとリンクしていただいて、虐待問題のエッセンスを皆さんに知っていただいて、もちろんネグレクトの問題や性的虐待の問題などもあると思います。なかなか発見しづらいような事例もあると思います。周知を図るために部局横断的に取り組みをしていただくと、より厚みが出てくるのではないかと思いますので、ぜひ協力体制をしいていただきたいと思っております。

最後に1点思ったのは、こういったアンケートをとられていろいろな御意見をいただきますが、それを実際にフィードバックするということがされているのか、教えていただきたいと思っております。

○答弁（こども家庭課長） アンケートは去年から行っておりますが、それらの結果は県・夢財団・応援隊のホームページで公表したり、Kids情報で流したり、市町の会議のときにお知らせをしたり、外部の方の意見をきく場や関係者会議などが幾つかございますので、アンケート結果を反映させております。

○要望（緒方委員） 今回は県政モニターアンケートで回答を得られたということで、これは直接的には行政情報室に関係してくることもかもしれないのですけれども、こうしたアンケートも結構時間を割いて答えていただいているので、その結果をホームページに掲載していますから見てくれというのではなく、例えば、アンケートを行うときにメールアドレスなども登録していただいて、こうした重要課題も浮き彫りになってきたわけですから、前回回答いただいたことについてはこういう結果で

した、実際にはこういった課題がありますので、ぜひ皆さん御協力ください、11月はキャンペーンを行ないますので、皆さんの方からも周知してくださいという協力をお願いしたり、結果の報告をしていくようなことをやれば、このアンケートも本当に生きたものになってくるのではないかと思います。意見を募集するだけで、あとはホームページで見てくれとか何か書いてやっていますということではもったいないような気もします。行政情報室と協力して、アドレスを登録していただいて、結果報告もして、さらにこうした課題があるので、ぜひ御協力お願いしますなどと言えば、恐らく形として完成するのではないかと思いますので、そういったところも検討していただきたいということを要望しておきます。

○質疑（高山委員） 広島県の人口が減ってくるから何とか人口をふやさなければいけないということで、佐藤委員が先ほど結婚できる体制とか子供をつくる体制と言われましたが、きょうの資料を見ると、一つも少子化の対策になっていません。生まれてきた人をどうするか、高齢者をどのようにするか。ちょっとよくわかりませんが、広島県には少子化対策課というのはいないのですか。少子化対策はどこが担当されているのですか。

○答弁（こども家庭課長） 次世代育成という観点で全庁的に取り組んでいます。

○質疑（高山委員） 詳しく教えてください。

○答弁（こども家庭課長） もともと少子化、高齢化の本部がございましたが、今はこれが分かれておりまして、次世代育成支援ということで本部があり、幹事会があり、外部の方の御意見を聞く協議会を持っており、次世代育成という観点で取り組んでおります。

○質疑（高山委員） 少子化対策をされる課というのはいくつあるのですか。

○答弁（健康福祉局総務管理部長） 今、広島県においては、少子化対策ということではなくて、先ほど委員が言われた次世代育成対策、いわゆる生まれた子供をどのように健やかに育てるかという観点で、全庁的な本部をつくって対応しているということで、ストレートに少子化対策に対応するところは現在ございません。

○質疑（高山委員） ありがとうございます。ないそうであります。

全国的にいろいろなデータが出ております。何々県が結婚率が高くて子供を産む率が高い。その中で、広島県は今、1人の女性が生涯に産む子供の数というデータを当然持っていらっしゃると思いますが、何人で、全国はどのぐらいでしょうか。

○答弁（こども家庭課長） 合計特殊出生率は、広島県の場合1.43で、全国平均が1.34となっております。

○質疑（高山委員） 大体それも聞いていますが、沖縄県などが2を超えているという話をよく聞きます。やはり広島県で生まれ育って広島県で結婚して広島県で子供を育てるのが一番広島県にとってはありがたい。そしてまた逆に、よその県から広島県に来ると子供が産みやすい、結婚もしやすいという状況をつくるのが私はこの委員会だと思っているのです。きょうも農林、建設などの、投資的経費の部分を担当

する部局はいなくて、ここに出席されている方は全部ソフトの部分を担当されている方ですけれども、広島県でも、全国でも一番問題なのは、私が、前の委員会で早く結婚してくださいとか早く子供をつくってくださいという話をしたら、それはセクハラだという御意見があったのです。だから、早く結婚しましょうとか子供をつくりましょうというキャンペーンが一つも行われないうのは、そういう政策ができないのか、できるのか、セクハラになるのかならないのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○答弁（健康福祉局総務管理部長） まことに答えにくい御質問ですけれども、実はセクハラ云々というよりは、先ほど課長も数字を申し上げましたが、今、広島県では「こども未来づくり・ひろしま応援隊」や「ひろしまこども夢財団」などの、いわゆる民間を含めて、いろいろな子育てに優しい環境づくりを重点的に進めております。前回の本会議で答弁させていただきましたが、そういったこともあり、実は合計特殊出生率などの伸び率は全国1位ですが、今また不況になり、これを反映した数字がまだ出ていないのでわからないのですけれども、そういった実績が出ているということもございますので、ストレートに産むとか産まないということではなく、今、県としましては、まちや地域全体が子育てに優しい、教育委員会も知事部局も含めてそういった子育て支援に何とか対応しているという機運を盛り上げていくことによって、何とか委員の言われる趣旨に沿っていくようなことをやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○質疑（高山委員） セクハラなのかセクハラではないのかわからないですが、おいておきましょう。

合計特殊出生率が広島県では1.43、全国では1.34ですが、問題は結婚されている方は多分2人以上産んでいるはずで、私が聞いたところでは2.2人くらい産んでいる。一方で結婚されない方がどんどんふえています。これはいろいろな要素があります。今はもう自由の時代ですから、セクハラだと思う人にはセクハラです、セクハラではないと思う人にはセクハラではない。ただ、対策として、今、広島県で結婚をされて、アパートを借りましょう、何かをしましょうといったときに、子供をつくる前の対策は何もないでしょう。子供をつくった後の対策はたくさんあるのです。先ほどあった医療費を無料にしましょうから、学校での支援、両親が共稼ぎの場合は学校から帰ったときには夜まで全部見ましょうとか、こういう施策はどの市町でもたくさんやっているのです。結婚をしましょうというキャンペーンを、それがセクハラとかという問題とは別に、結婚すると何かの特権がありますというところから始めないと、ずっと少子化が続いていくと思います。今、日本の人口が1億2,000万人いるが、7,000万人の方がいいとか8,000万人の方がいいという議論があります。多分団塊の世代があと20年ほどしてから老人になったとき、急激に人口が減って経済力が落ちる、また、医療、介護などの福祉関係がどんどん必要となってきても若い人たちが日本にいなくなってしまうのです。

いろいろ議論があるのは非正規社員と同じような問題で、経営者側から言わせると海外に工場を移さないために非正規社員という制度をつくったのだ。それが嫌であれば、国外へ企業が出ますという議論で、今いろいろな形でその考え方はもめています。しかし報道では、非正規社員の人たちが、大変だと言っているのです。だから、今の話は非正規社員と別の問題ですが、結婚をしやすい環境づくりを何かソフトの部分でやってあげるのが、これは県庁だけではできないと思いますので、市町を含めて、今あいている県営住宅や市営住宅を結婚した人を最優先にしましょうとか、結婚されて半年や1年間は県営住宅の家賃を半分にしましょうとか、こういう政策がないのです。私は2年間でそういう政策が出てくるのかと思いましたが、まさに今非正規社員の人にアパートを貸しましょう、県営住宅も貸しましょう、市営住宅も貸しましょうという緊急な政策をしているのです。アパートがあいているのであれば、結婚したらアパートを貸しましょう、県営住宅は半年家賃をただにしましょうという政策をされたら、アパートをすぐに探さなくてもいいのです。今の時代は、ちょっと言い方がおかしいかも知れませんが、結婚する前に同棲して、同棲してからお互いの生活を見て、それでは結婚しようかと踏み切る方もいらっしゃるし、できちゃった結婚が今ごろは常識になりました。恥ずかしいことでも何でもなくなりました。私も結婚式によく呼ばれますが、今は妊娠3カ月、4カ月で結婚式を行う。これは今の若い人の哲学ですから、別に悪いことではないと思うのです。そうすると、そういう人にはすぐアパートを貸してあげましょう、それで半年間はアパートや県営住宅の家賃を半額にしましょうという政策を打たれたら、ああ、結婚しようか、そしたら子供を産もうかと少しは前に向いていくのです。だから私は、少子化対策課がなぜないのかということが一番に聞かせていただきました。もし、私の意見がそれもそうだということであれば、政策の中に入れていただき、来年ぐらいには少子化対策課をつくっていただければ、もっとうまく前進するのではないかと思います、どう思われますか。

○答弁（健康福祉局総務管理部長） なかなか難しい議論になってきたのですけれども、最初に委員が言われました出会いみたいな話については、確かにそういう議論があることも承知しておりますが、民間でやられているところもあり、行政としてどのように関与するべきかということもあって、今、県では次世代育成でいくという方向で動いておりますので、なかなか行政として関与しにくいということをまず御理解いただきたいと思います。

それから次に、先ほど委員が言われました、実際には子供を持っている人は2人以上ということは御指摘のとおりで、結婚していない方がだんだんふえてきて、今全体的な大きな流れとして、やはり国民の夢というか県民の夢、本当は結婚して子供をつくって家庭生活も社会生活も仕事も全部やっていく、こういった国民の夢をどうやって実現していくのかということをしっかり議論していきたい。そのためには、やはり出会い云々ではなく、そういった夢を実現するためにはどういう環境整

備をしたらいいのか、そのことが社会全体の雰囲気であったり保育所であったり、また先ほど御質問のあった仕事のことであったり、医療費であったりしますが、ただ、財政状況が国も県も非常に厳しいので、夢は夢で語らないといけないのですが、現実に厳しい財政状況の中で、一定程度の県民の役割も担って、先ほどの話になりますが、本当に無料がいいのかどうかはやはり議論が分かれるところだろうと思いますが、そういったこともしっかり議論しながら、来年度はこども夢プランの改定時期になっておりますので、皆さんの声、それから一般県民の声も聞きながら考えてみたいと思っております。現状は次世代育成で取り組んでおりますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

- 意見・質疑（高山委員） やはりお金がかかるという問題がすぐに出てくるのです。合計特殊出生率の 1.43 を少しでもふやして広島県に住みたいとするためには、長期的なスパンで考えるとお金の問題では済まされない問題があるということです。緊急経済対策であれば 52 億円も組んだではないですか。緊急経済対策で直接投資を 44 億円補正予算で組んでいただきました。非常にありがたいことですが、少子化ということは、長いスパンの緊急なのです。だからその辺のお金の使い方は、医療費を安くするとか子育てを支援するというよりは、やはり子供を産みたい環境づくりの方が先ではないかということと、将来子供が少なくなってきたときに、いずれにしても国民の義務として納税ということがあります。納税のときに北風対策をするのか南風対策をするのかというときに、今の議論のままでいくと北風対策になって、独身税を取ろうという議論になってくると思うのです。多分どこかで取らなければいけないわけです。介護保険などはこれからどんどん要るわけですから、どこから取るかといったら独身から取ろうというような議論になってくる。それではやはりまずいので、結婚してよかったというような政策を、先ほど言ったように県営住宅や市営住宅を安く貸すとか、そういう施策をある程度組んでいかなければいけないのではないかと思います。

次に、前回不妊治療の支援に係るポスター広報などの関係で答弁をいただきました。きょうその後の説明が出てくるのかと思ったのですが、あわせて、県立広島病院で不妊治療をする場合に県が交通費などの補助金を出したらどうかと提案しましたが、その後検討されてどうなりましたか。

- 答弁（保健医療部長） 前回も本会議、委員会におきまして不妊相談助成事業につきましていろいろ御意見をいただきました。その点につきまして、まず 1 点目の広報の強化ですが、現在パンフレットの案を作成している段階でございます。この中で指定医療機関等々のリストも掲げながら徹底していきたいと考えております。

もう 1 点、メール相談というものを今年の 12 月から始めさせていただいております。一般相談は今まで電話、面接等でしたが、これ以外にメール相談も 12 月から行ってございまして、20 件程度の実績がございまして、こういった形で定着を図っていきたく思っております。

一方で、所得制限の緩和や交通費の補助などの御意見をいただきましたが、同じ回答になりますが、財政状況が厳しい中でありますので、国に準じた制度としての取り組みということで、当面現状でいきたいと考えております。

○要望・質疑（高山委員） すばらしい政策なので、一日でも早い方がいいわけですから、できるだけ早くやっていただきたいと思います。

もう一つだけ聞かせていただきますが、きょうは教育委員会関係も来ていらっしゃいますが、大阪府の橋下知事が全国学力テストの結果を公表するべきかしないべきかという議論がありました。文部科学省は公表するべきではないということですが、広島県は全国に先駆けて独自の学力調査をされました。国の方が後ですが、よくわからないのが広島県の場合は5年生、国の場合は6年生、そして中学校は2年生と3年生です。国と県で学年が違います。このあたりの整合性はどうかということと、広島県の所見でいいですから、これを各市町とか学校別に、橋下知事が言ったことは別として、出すべきか出さないべきかという議論がありますが、広島県ではどのようにされる予定なのか。

○答弁（指導第一課長） まず、広島県が実施しております学力調査と全国の学力調査の関係でございますが、先ほど説明いたしましたように実際に調査を受けた子供たち、広島県の学力調査を受けた子供たちが翌年全国の学力調査を受けるということで、そういう経年の取り組みが検証できるという点では大いに有効であると考えております。したがって、1年後の子供たちの様子、あるいは先生方の指導がどうであったかを振り返ってみるためにも非常に有効であると思っております。

また、同じような相関関係が出ております。

それから公表につきましては、「基礎・基本」定着状況調査の場合は、本県が実施して市町と共同でやっているという関係で、市町の一覧をすべて公表しております。全国につきましても、平成14年度から「基礎・基本」定着状況調査を実施した成果ということがあり、説明責任を果たすということで、市町みずから自分のところの状況について、昨年度の場合はすべての市町で何らかの形で公表されています。例えば、議会であるとか委員会であるとか、あるいは市町の広報紙やPTAの会議であるとか、さまざまな形で公表されておられます。また、本年度もすべての市町で公表している、また公表する予定であると聞いております。したがって、本県の場合は、各市町でそれぞれやっておられますので、そういった形でいいのではないかと考えております。

○質疑（高山委員） 広島県ではすばらしいことをされています。この間、文部科学省に行きましたが、なかなか文部科学省は腰が引けて物事を何もしないというようなことになっていきますけれども、広島県はそのようにしてどんどんPRして我が県はこうしているのだということを教育次長、ひとつよろしくお願いします。一つだけ文部科学省の話をしめすと、旧文部省の建物に「情報ひろば」ができています。その中に日本の教育の歴史の展示があったのですが、義務教育はどうあるべきかとい

うことで一つ考えられるのは、私の尾道市では、義務教育に限りすべての学校が制服になっています。文部科学省の展示では、学校教育の中の子供たちが全部私服で出ています。これは議論が難しくなるのですが、きょうは少子化、子育て支援、人づくりですが、子供にとって制服がいいのか私服がいいのかという議論は今までされていなかった。やはりこれは社会人になっていく過程の中で小学校1年からすべてが自由にするものですから、義務と責任ということをおぼえてくるのです。これは人づくりの問題で、会社という組織に入ったときに、やはりその組織の中で動くわけですから、ある意味では小学校とか中学校の時代、まだ物心つかないころは制服を着用するのがいいのだろうと私は思うのです。そのあたりは今の少子化、人づくりには全然影響はないものでしょうか。質問が難しいかも知れませんが、どうでしょうか。

○答弁（教育部長） 服装というのは、まさに生活をどのようにつくっていくか、生活規律の問題とかかわってくる。また、今委員が言われましたように、自立とか、社会参画、そういう問題と非常にかかわってくるということでございます。服装を小学校の段階から制服にするかどうかということは、まさにそういう指導をどう学校が考えるか、またそれぞれの市町の教育委員会がどう考えるかということと関連してくると思います。現状で申しますと、今ほとんどの高等学校では制服、中学校もほとんど制服になっており、小学校の一部で制服でないところはあるわけですが、どの時期から始めるのがいいかというのは少し教育的な議論があろうかと思えます。学校が制服を決めて着用させるのか、私服にするのか、また標準服として制服を奨励するという中間もありますけれども、それはまさに服装をどうするのか、生活規律をどうするのかという指導と一体で進めるべきだと考えております。

○意見（高山委員） 終わりにしますけれども、思いとすれば、やはり子供のときから、小学校のときからそういう制服を着させて規律を守る。社会の規範にしっかり自分たちがついていくためには、私は制服の方がいいのではないかと考えていますので、また議論を深めてください。

○質疑（砂原委員） 高山委員の関連で質問しますが、今、広島県は少子化状態なのではないでしょうか。

○答弁（こども家庭課長） 出生と死亡がプラス・マイナス・ゼロになる合計特殊出生率が2.08と言われておりますので、やはり1.43というのは少子化であると思っております。今ちょっと数字が上向いておりますのは、先ほどのお話にありましたように現在、団塊世代のジュニアが結婚期に入っているためであり、その方たちがあと5年もすると結婚期と言われていた年齢を超えますので、あと5年が勝負だと言われております。私どもも気持ちを引き締めて次世代育成、先ほど生まれる前からの施策というお話がございましたが、そちらの方も課題だと思っております。今は、生まれてすぐから就学前までということで一生懸命やっておりますが、やはり少子化が進んでいると考えております。

○質疑（砂原委員） なぜこのような質問したかというのと、高山委員と同じ考えで、なぜ少子化対策のセクションがないのか。子育て支援とか次世代育成という形の施策はある程度聞いてわかりましたけれども、やはり少子化対策に弾みをつけるためには2つパターンがあり、出生率を上げるということと、子供を育てやすい環境づくりをするということです。その2つ、ツーウェーでやっていかなければならないということは、いろいろな本にも書いてありますし、それはそれなりにやっておられると思いますけれども、それでは例えば広島県の少子化状況をどこまで引き上げようとか、そういう数値目標みたいなものが、今の広島県に何もないと感じます。この10年間、私が議員になって12年目になりましたけれども、何回も本会議などで子育て支援や少子化対策のためにいろいろな提言をさせていただきましたが、それに対して具体的に目に見えるアクションというものが何もない。私の提言がだめだと思ったら県独自でもっといい考え方をリストアップして、それを実践して、その効果を検証するというのをだれがやっているのかと、この12年間ずっと感じ続けているのです。部ごとに、いや、実はこういうことをやっていますとか、この部ではこんなことをやっていますということは言われますけれども、ではそれらをどのようにリンクさせてやっているのか、また、それを見てその事業をやったどのような効果が出ているのかということ把握しているのかが伝わってこない。だから、この特別委員会でもそういったことについて全く何の報告がないというか、今こういう状況ですと、少子化状態が今0.5ポイント上がりましたとか下がりましたとかというような話も一切出てこないし、本気でこの少子化に対する取り組みをしているようには感じない。

また、このメニューを見て、中央から出されてくるエンゼルプランの中のこれとこれとをピックアップするとか、子育て支援のところこれとこれをピックアップするという場当たりの予算編成に見えてならないのです。平成19年度の決算を見たときでも、予算をつくるときのテーマはすごく格好いいのですけれども、実際の決算では3分の2しか事業実施されていないといったケースが多くて、ここに書いてあるいろいろな事業も予算がどれぐらいついていて、実際お金が幾らかかって、それに対してどれだけ人が集まったのかというようなことも見えてこない。

今、高山委員が言われたことと同じで、やはり少子化ということに本気で取り組むきちんとしたセクションづくりをして、とにかくこのプランで2年やって検証してみようとか、出生率が上がったとか下がったとか、そういうことを本気で考えないといけない。今まではほうっておいても皆さんが結婚して子供をつくっていましたが、そうではない世代がふえてきているわけですから、庁内で連携して、例えばここに出席されている方全員が、少子化対策については今こういうプランで進んでいますということが答えられるような活動を全庁的にもっとされるべきではないかと思います。これに対してだれが答弁されるかわかりませんが、御意見をいただきたいと思います。企画振興局の方がいいのではないかと思います、いかが

でしょうか。

○答弁（企画振興局長） 広島県では、御案内のとおり、人づくりの計画をつくっております。それ以上の計画をどのようにつくるか、どのような仕事をやっていくかという部分につきましては実は国も含めて簡単に言うと体系的なものがつくられておりません。それは、子供をふやす必要があるということを考えている人はたくさんいると思いますが、具体的な要請として出生率が低いあるいは婚外子を認めることについてどうするかとか、そういう整理は国のレベルでまだ十分されていないのの一つだと思います。きょうはこれだけのメンバーが参っておりますが、例えば教育行政として人づくりをどのようにやっていくか、あるいは子育ての分野、児童福祉法というのがあったと思いますが、例えばそのような部分で具体的に人を減らさない対策を打つということが、まだ全体ではできていないのが現実だと思われま。先ほど高山委員もおっしゃいましたけれども、なかなか、子供をたくさんつくっていくということを政策として出すかどうかということは、残念ながら国として、あるいは県としての方向は出ていないので施策としてはないのではないかと思います。それが無い中でどうするかという議論をした場合に、例えば県議会で認めていただけるのかどうかということも含めて考える必要があります。何点かいろいろな話が出ましたけれども、子供をどんどんつくらしようということ自体を政策課題にしていくのかどうかということはまだ議論されていないのが基本的な状況であるということでございます。方向が出ればどのような考え方で進めていくのかということは県としても対応できると思いますが、根っこの部分の整理がされていないのが現実で、子供をどんどんふやしようという議論に国全体、県全体がなっていないということであり、どうしても結果としてできた子供をどうやって育てていくかということが中心になっていると考えております。

○質疑（砂原委員） フランスでは少子化がどんどん進行して、国を挙げてどうするかを考えたときに、少子化対策減税を行うこととなり、家族除数制度という、家族数によって税金を安くするというのをやって、それで出生率が0.2くらい上がったのです。やはり先進諸国においては、そういういろいろなことをやっております、出生の部分上げる施策と子育て支援をやる施策の両方、両立てでやっということで、それを体系的にやっている国もたくさんあります。日本もそれをやろうとしているのでしょけれども、子育て支援が中心になっていると思うのです。国がするのを待っているのではなく、県レベルでできることがあるかもしれないので、その辺を我々がせっかくこうやって議論しているのですから、ともに考え、チャレンジしてみるということは大事ではないかと思うので、その辺のところを検討していただきたいと思いますが、決意表明はどうですか。

○答弁（企画振興局長） 具体的に子供をふやす政策をもし出すとすれば、根っこの憲法からの議論になると思います。根っこまで行きます。そこらあたりまで考える必要があるということでございます。それでも子供をふやすべきだということになれ

ば、さまざまな手段が考えられると思いますが、方向としてはこの状態でいきますと30年先、50年先には日本国民が、外国人が入ってくれば別ですが、減ってしまうことは確実なわけですね。そのときに我々は、ちょうど後期高齢者になってくる世代でもあります。そうなったときに保険医療、福祉の制度で何とかできるのかというと、今のシステムである限りは不可能です。そのようなことを総合的に考えていく必要があるような気がします。決意を申し上げるべきなのかもしれませんが、これはなかなか難しい課題でございます。

○質疑(宇田委員) 私は、16～17年前に長寿社会対策特別委員会で委員長をしました。初めて県議会で少子化対策について議論を行い、もう16～17年やっていますけれども、初めての委員長は私で、当時35～36歳で、若かったのですけれども、委員長をやれと言われて、厚生省の人口問題研究所とかへ行って子供の価値と費用の関係、あるいは女性の社会進出による晩婚化の問題とか、そういうことを相当勉強して、いろいろな施策の中でいろいろな意見がありました。執行部はよくやってきたと思っているのです。今回も出生率が上がっていますし、乳幼児の医療の問題、あるいは保育所の問題など、当時から見るとかなり改善しており、また女性の少子化担当大臣が誕生して、思い切った対策を行うなど、決して無策で今までやってきたとは思えない。それでは、世界全体の人口はどうなっていくのかといった問題などの議論もあるし、そういう中で適正に人口をふやさなければいけないのだろうと思うけれども、ふえない中で皆がどのように助け合い負担をし合いながらこの社会を維持して、適正な形を目指す。多分ヨーロッパ型の人口構成をねらっていると思いますが、世界で今までにない高齢化社会を迎えているわけですから、これはもう世界の実験みたいなもので、ここをいかに乗り越えるかということ、むしろ皆で助け合うという気持ちを持って今後考えていくことが大事なので、企画振興局長の決意も大事だと思いますけれども、まあまあ頑張っているのではないかと。その中で皆が助け合いながらこれを乗り越え、ただ産めばいいというだけの話なのかという議論もあるかと思いますが、その対策はそれでしていただければいいと思います。

公教育の男女教育の関係を少しだけ聞きたいのですが、先日、NHKを見ていると、あるテレビ番組の三部作で男と女の遺伝子の問題とかと言って、その中で一つおもしろかったのが、アメリカの公教育の場において男女でクラスを分けて教育をするということですが、私はインターネットで見させていただきましたけれども、2007年版ぐらいの全米男女別学公教育協会によって2007年で250校ぐらいで行われている。今はもっとふえていると思いますが、NHKの放送ではもっとふえていたと思いますが、その中でホームページを見てもアメリカの法律が変わった、それまでは一部性教育などは男女を分けてやるとかあったのだけれども、それが改正された。そのNHKの放送した内容はどうだったかというと、読書をするのに女性はきちんとしているから座って本を読むのだけれども、男はごろごろして教室のその

辺に寝転がってでも本を読みます。そうしたらすごい効果が出るというような男女の差を出したテレビ番組があり、それが今相当アメリカでふえている。今まで我々が社会的性差を、いわゆるジェンダーフリーの問題とか、あるいは男女共同参画社会の問題、いろいろな中で教育問題もかかわってきているけれども、アメリカが一挙にこのような形で学校とか中学校といった公教育の場で、そういう動きをして教育効果を上げているということについてまずどう思うかという質問ですが、教育委員会にお聞きします。

○答弁（教育部長） 私はそのNHKの番組を見ていませんので、その点については意見を申し上げることはちょっと難しいのですけれども、男女の差に応じて、それを生かした教育をすることによって効果があるかないか、いろいろ議論はあると思います。ただ、今進んでおりますのは、やはり子供一人一人の状況によって教育を行うということで教え方や指導法によって随分違うのではないかと。これは特に発達障害の子供たちの教育などと言われることでありますけれども、それはすべての子供に当たっているのではないかと。だから、クラスの中でも多様な子供たちにそれぞれうまく及ぶような、対応できるような指導方法の工夫とか、非常に画一的な問題ではなくて、そういった意味で子供のいろいろな状況に合わせた教育の中身というのは必要ではないかと思っています。

○質疑（宇田委員） それはよくわかります。それを言っているのではなく、それは個別の人間がそれぞれ違うのだから発達の差は当然あり得る。男女差という、いわゆる遺伝子の、それはテレビの報道は遺伝子のことから入っていき、我々男はもう単なるコピーだから不良品がふえていく。何となく我々も気づいてはいたけれども、そういうことになって、そのような問題も出ているのです。男女差というところがポイントです。今答弁されたことは人間そのものを言っているから、それはそれで結構です。それはやってもらわないといけない。しかし、男女差というのが極めて大きな差ではないかという指摘が科学的に行われつつある。その中で教育というものを分けた方が効率的ではないかという意見がアメリカでは出てきているし、現実には何百校という学校で行われた。こういうことに対して文部科学省はどう考えているのか、またそういうことについて何か取り組みをしているのかどうか、お聞きします。

○答弁（教育部長） そういう男女の差に合わせた教育をしているのかといえば、それは全般的にはしていません。ただ、そういう運動能力とか体力とか、そういうものがありますので、そういう部分について体育は別にするような場合もあります。個々に応じて一部はそういうことをしていると思います。ただ、やはり公教育ということで言えば、そういう効果があるのか、本当にそうなのかという実証性がある程度出てこないとなかなか難しいのではないかと思います。本当にそういうことが実証されていけば、いろいろな形で取り入れていくということは今後あり得るかと思っています。

○質疑（宇田委員） 教育次長は文部科学省から来られているので、文部科学省としてそういう考え方を持って取り組まれているのか、お聞きします。

○答弁（教育次長） 実は最近脳科学というものがずいぶん発展してきたこともございまして、脳科学と教育というものを分析しようという研究が国レベルで始まっているように私も承知をしております。男女の遺伝子の違いに着目した研究というのは、恐らく、個人の研究者はともかく国の政策的にはまだ進んでいないのではないかと考えております。さまざまな研究開発については国でもやっておりますが、その中でも遺伝子に基づく男女差でというのは私の承知している限りではまだやっていないと思っております。非常に難しい大きな問題でございますので、そういうアメリカの動きみたいな部分が世界に広がっていく中で、いずれ国レベルでまた研究していかなければいけないような大きな問題になるのかもしれないですが、今の時点では我が国はまだそこまで至っていないという状況でございます。

○質疑（宇田委員） 率直に御意見だけお聞きしますが、アメリカで実に何百校という公立学校で行われており、全米男女別学公教育協会があり、しかもホームページは実に日本語で書かれている。調べてください。それを踏まえて知らなかったのは私もびっくりしたけれども、そういうことが行われているということについてあなたは率直にどう思いますか。それは意味のないことだと思うのか、それとも今後研究の課題とすべきだと思いますか。

○答弁（教育次長） 当然子供たちの教育にとってどういう形がいいのかということとはさまざまな方法についてタブー視なしで取り組んでいかなければいけないと思っております。かつては、習熟度別学習についてもやっていいのか、いけないのかというような状況があったのが、今は全くタブー視されていないわけございまして、子供の発達というものは能力の発達もあれば男女別などの先天的なもの、遺伝子に基づくものがはっきりしてくればそれはそれでやらなければいけないと思っております。いわゆるタブー視をして、決してそれを研究してはいけないというようなものではないと思っております。今の段階では私もそれ以上の知識を持ち得ていませんので、中途半端な答弁で申し訳ありません。

○要望（宇田委員） もちろん結論が出てからやるなということは、あり得ないわけで、教育というものは常にいろいろ実証していかないといけないと思っております。ぜひとも研究の課題として取り組んでいくことを頭に置いていただきたいと思っております。

(4) 閉会 午後0時4分